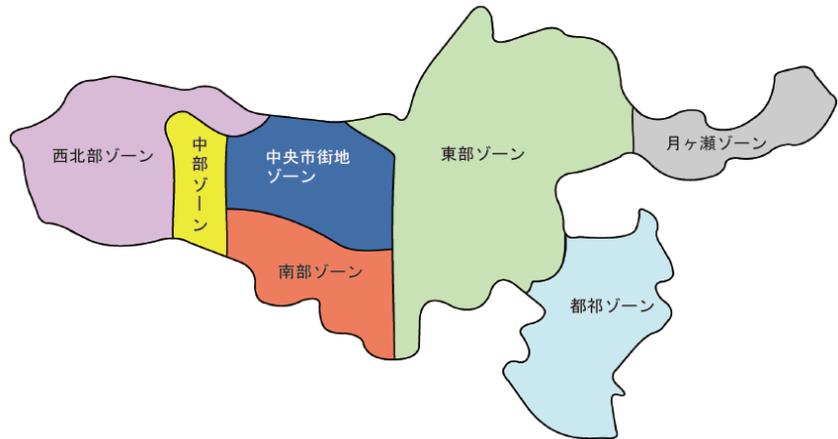


■ 奈良市第4次総合計画

① 7つのゾーン

本市の幼保施設について検討するにあたり、市域が広く、地域性にも違いがあることから、市政運営の基本計画である「奈良市第4次総合計画」に示されている地域別土地利用の方向性によって区分された右の図の7つのゾーンを活用しています。

なお、ゾーンと中学校区の関係は下の表のとおりとなっています。



| ゾーン | 中学校区 |
|-------|---|
| 西北部 | 伏見、富雄、登美ヶ丘、平城西、二名、京西、富雄南、登美ヶ丘北、平城東、富雄第三 |
| 中部 | 平城、都跡 |
| 中央市街地 | 春日、三笠、若草、飛鳥 |
| 南部 | 都南 |
| 東部 | 田原、柳生、興東 |
| 月ヶ瀬 | 月ヶ瀬 |
| 都祁 | 都祁 |

② 「奈良市第4次総合計画 前期基本計画」(平成23～27年度)における幼保施設に係る主な記載内容

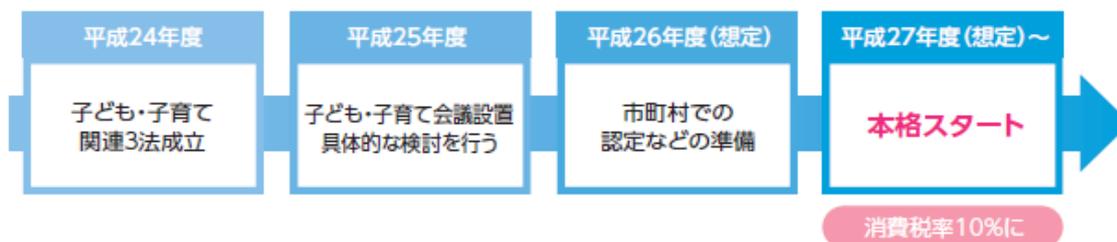
| | | | |
|----------------------------------|--|--------------|--------------|
| <p>施策2-01-02 幼児教育の充実</p> | <p>目標の達成度を評価する指標</p> | H23年度 現状値 | H27年度 目標値 |
| | <p>規模の適正化を必要とする幼稚園</p> | 10園 | 0園 |
| <p>施策3-02-03 子育てと仕事の両立支援</p> | <p>施策の展開方向</p> <p>待機児童の解消や子育てと仕事の両立支援のため民間活力による保育所整備を図るとともに、幼稚園・保育所から認定こども園への転換を促進します。</p> | | |

■ 子ども・子育て支援新制度

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

『子ども・子育て支援新制度』の実施にあたっては、消費税率引き上げにともなう財源が約7,000億円充てられます。平成25年度に国に設置された「子ども・子育て会議」で、より具体的な検討を進め、消費税率の10%引き上げの時期を踏まえて、早ければ平成27年度をめどに新制度による支援が本格的にスタートする予定です。

(国作成リーフレットより)



国が進める子ども・子育て支援新制度の取組とは、

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するため、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ「認定こども園」の普及を進める。
- ② 待機児童解消のため、保育の受入れ人数を増やすとともに、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援する。
- ③ 子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させる。

本市においても平成25年度から『奈良市子ども・子育て会議』を発足し、市民の皆様の子育ての状況やニーズを把握し、それに基づいた事業計画の策定等、新制度に向けた準備をしております。また、新制度と並行しながら、平成25年1月に策定した「奈良市幼保再編基本計画」及び「本実施計画」に基づき、市の幼稚園と保育所施設の一体的な運営を推進し、教育と保育の更なる充実をめざします。

■ 奈良市で実施している就学前児童を対象とする事業（一例）

| 対象 | ジャンル | 事業名 | 事業内容 |
|-------|------|-----------------|---|
| 0歳～3歳 | 集いの場 | 地域子育て支援センター | 保護者の子育てに対する身体的・心理的負担軽減を図るため、子育て親子が気軽に、かつ自由に交流できる場の提供や子育て親子に対する相談・援助等を行います。 |
| | | つどいの広場事業 | 主に乳幼児（おおむね3歳未満）を養育する親と当該乳幼児が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図る場及び育児相談等を行う場の提供を社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の法人に委託し実施します。 |
| | | 子育てスポットすくすく広場事業 | 主として乳幼児（おおむね0から3歳まで）とその親が集まり、共に語り合い、子育て情報の交換を行う場、育児相談に応じる場及び子育て親子に遊びを伝え、世代間交流のできる場を提供します。 |
| | | 子育てスポット事業 | 「つどいの広場事業」と同様、核家族化と都市化の中で孤独な子育てをしている保護者とその乳幼児（おおむね0～3歳）が集い、相互に交流や情報交換を行うとともに、スタッフが相談に応じて、子育てについての悩みや不安が解消される場を、月に1、2回以上地域に身近な幼稚園等の公共施設の空きスペースを利用し提供します。 |
| | | 未就園児の親子登園 | 入園前の子どもとその保護者に園庭・保育室を開放します。幼稚園にあるいろいろな遊具を使って親子で遊んだり、絵本を見たり、歌を歌ったりして遊んだり、子育ての相談にも応じます。 |

| 対象 | ジャンル | 事業名 | 事業内容 |
|------------|-------|-----------------------------|--|
| 0歳～3歳 | 集いの場 | 保育所の園庭開放 | 在園児以外（0～3歳児）の親子を対象に、遊び方を教えたり、保育園児との交流を行ったり、また、子育てについての相談にも応じます。 |
| 18歳未満 | 預かりの場 | 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業） | 児童を養育している家庭の保護者が疾病や仕事等の事由によって家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合等に、市が指定する児童養護施設または乳児院に委託して実施します。 |
| 1歳～小学校1年生 | | ファミリー・サポート・センター事業 | 「育児の援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を会員登録し、会員相互の有償での援助活動の調整を行います。 |
| 0歳～5歳 | | 一時預かり | 保護者の断続的な労働、傷病や出産、病人の介護、あるいは育児に伴う心理的負担の解消のため、家庭での保育が一時的に困難となる児童の保育を行います。 |
| 0歳～概ね10歳以下 | | 病児・病後児保育 | 本市に居住する概ね10歳以下の児童が、病気又は病気の回復期にあるため集団保育が困難で、家庭での保育も困難な場合に一時的に預かる事業です。 |
| 相談事業 | | 子ども発達センター | 発達障害や言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者を対象に『療育相談室』及び児童福祉法に規定された『児童発達支援（旧児童デイサービス）』を実施しています。 |
| 広場などに派遣 | | 子育て支援アドバイザー事業 | 地域の子育て経験豊かな市民を奈良市子育て支援アドバイザーとして登録し、乳幼児とその保護者が集まる場所などにアドバイザーを派遣することにより、保護者の子育てに関する疑問や悩みの相談、助言、情報提供等を行います。 |
| 市から訪問 | | こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） | 助産師等の訪問員が生後4か月未満の乳児を育てる家庭を訪問（原則1回）し、出産後の母親が直面するさまざまな不安や悩みを傾聴し、子育てに関する情報提供を行います。 |